

奈良県森林技術センターにおける研究活動上の不正行為への対応等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定)」等関係府省のガイドラインに基づき、奈良県森林技術センター(以下「当センター」という。)における研究活動上の不正行為への対応等に関し必要な事項を定め、研究活動上の不正行為を防止することを目的とする。

当センターにおいて研究等に従事する者は、「研究不正行為への実効性ある対応に向けて」(平成26年9月19日総合科学技術・イノベーション会議決定)及び「科学者の行動規範—改訂版—」(平成25年1月25日日本学術会議声明)の趣旨を踏まえ、日頃から適正な研究活動を行わなければならない。

しかし、万が一、その研究活動上において不正行為が行われた場合には、当センターは、関係法令及び本規程に基づき、速やかにその対処を行うとともに再発防止に努めなければならないものとする。

(定義)

第2条 この規定における用語の定義は、各項に定めるところによるものとする。

- 1 「研究員等」とは、当センターにおいて研究等に従事する者をいう。
- 2 「不正行為」とは、研究員等が研究活動を行う場合における次の各号に該当するものをいう。
 - (1) 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん、盗用
 - 一 ねつ造 存在しないデータ及び研究結果等を作成すること
 - 二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
 - 三 盗用 自分以外のアイデア、分析、解析方法、データ、研究結果並びに論文及び用語をそれらに権利を有する者本人の了解若しくは適切な表示なく流用すること
 - (2) 論文の二重投稿(他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為をいう。)、不適切なオーサーシップ(論文著作者を適正に公表せずに論文を投稿する行為をいう。)等(1)以外の研究活動上の不適切な行為であつて、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの
- 3 「研究倫理教育」とは、研究員等に求められる科学者の行動規範及び研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術を修得・習熟させるための教育をいう。
- 4 「悪意に基づく告発」とは、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

(責任体制)

第3条 当センターにおける研究倫理の向上、研究活動の不正行為の防止及び不正行為が行われた場合に適切に対処するために、次のとおり、責任体制を定める。

- (1) 最高管理責任者は、当センターにおける研究倫理の向上、研究活動の不正行為の防止及び不正行為が行われた場合の対処に関し、最終責任を負うものとし、所長を

もって充てる。

(2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、当センターにおける研究倫理の向上、研究活動の不正行為の防止及び不正行為が行われた場合の対処に関し、当センター全体を統括し実質的に対応するものとし、副所長をもって充てる。

(3) 部局責任者は、当該部局における研究倫理の向上、研究活動の不正行為の防止及び研究活動の不正行為が行われた場合の対処に関し、統括管理責任者に協力して適切に対処するものとし、各課長をもって充てる。

また、部局責任者は、当該部局における研究データ等（研究の過程や実験の結果等を記した帳面（以下「実験・観察記録ノート」という。））、実験データ、資料や標本、その他の研究資料等）の保存・開示を担当するものとする。

(4) 研究倫理教育責任者は、当センターにおける研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つものとし、総務企画課長をもって充てる。

研究倫理教育責任者は、当センターにおける研究活動の不正行為の防止のため、研究員等を対象に、1年に1回以上研究倫理教育を実施する。

(研究員等の責務)

第4条 研究員等は、「研究不正行為への実効性ある対応に向けて」（平成26年9月19日総合科学技術・イノベーション会議決定）及び「科学者の行動規範—改訂版—」（平成25年1月25日日本学術会議声明）の趣旨を踏まえ、日頃から適正な研究活動を行うこととし、不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究員等は、研究倫理教育責任者が実施する研究倫理教育を受講しなければならない。

3 研究員等は、研究活動上の正当性の証明手段を確保するとともに、研究成果の第三者による検証可能性を担保するため、研究データ等（実験・観察記録ノート、実験データ、資料や標本、その他の研究資料等）を研究期間終了から5年間適切に保存及び管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。この、保存・開示の責任者は、部局責任者をもって充てる。

4 研究員等は、この規程に基づく調査等に協力しなければならない。

(告発・相談受付窓口)

第5条 当センターにおける研究活動上の不正行為に関する当センター内外からの告発を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口（以下、「受付窓口」という。）を総務企画課に置く。

2 最高管理責任者は、受付窓口の名称、場所、連絡先、受付の方法その他必要な事項を当センター内外に公表する。

3 最高管理責任者は、告発の受付や調査・事実確認（以下単に「調査」という。）を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないよう取り計らうものとする。

(告発の方法及び取扱い)

第6条 告発は、書面（ファックス、電子メールを含む）、電話、面談等により受付窓口に直接行うものとする。

2 告発は、原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項が明示されたもののみを受け付ける。

- (1) 不正行為を行ったとする研究者等の氏名又は研究グループ等の名称
 - (2) 不正行為の具体的内容
 - (3) 不正行為とする科学的な合理性のある理由
- 3 受付窓口において告発を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者及び最高管理責任者に報告するとともに、告発を受け付けた旨について当該告発を行った者（以下「告発者」という。）に通知するものとする。
 - 4 最高管理責任者は、前項の報告を受けたときは、告発があった案件について当センターが調査を行うべき機関に該当しない場合又は当該告発の対象に当センター以外の機関（以下「他機関」という。）に所属する者が含まれる場合は、当該他機関に当該告発を通知又は回付する。
 - 5 最高管理責任者は、第2項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名による告発があった場合に準じた取り扱いをすることができるものとする。
 - 6 最高管理責任者は、学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合、告発があった場合に準じた取り扱いをすることができるものとする。
 - 7 最高管理責任者は、不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（第2項に掲げる事項が示されている場合に限る。）ことを確認した場合、告発があった場合に準じた取り扱いをすることができるものとする。

（告発者・被告発者の取扱い）

- 第7条 受付窓口の担当者は、告発を受け付ける場合、窓口の担当者以外は見聞できないようにしたりするなど、告発内容や告発者（第8条及び第9条における相談者を含む）の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。
- 2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
 - 3 最高管理責任者は、調査事案が漏えいした場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。
 - 4 最高管理責任者、統括管理責任者及び関係者は、告発（告発に関する相談を含む。以下同じ。）をしたことを理由として、当該告発者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
 - 5 最高管理責任者、統括管理責任者及び関係者は、単に告発があったことをもって、当該告発に係る被告発者が研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を講じてはならない。

（告発の意思を明示しない相談）

- 第8条 告発に関する相談は、書面（ファックス、電子メールを含む）、電話、面談等により受付窓口に行き行うものとする。
- 2 受付窓口において前項の相談を受け付けた場合で相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。告発の意思表示がなされない場合にも、最高管理責任者の判断でその事案の調査を開始することができる。

(不正行為が行われようとしている等の取扱い)

第9条 受付窓口は、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発及び相談については、その内容を確認及び精査し、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の報告を受けたとき、相当の理由があると認めるときは、前項の告発又は相談の関係者に対して警告を行う。ただし、当該関係者が他機関に所属する場合は、警告を行わずに当該関係者の所属する他機関に事案を回付する。

(予備調査)

第10条 最高管理責任者は、告発を受け付けた後速やかに、統括管理責任者及び部局責任者に指示して、予備調査を行わなければならない。

2 予備調査は、事情聴取、周辺調査等の方法により行い、告発内容の合理性、調査可能性等について調査するものとする。

3 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査の場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

4 予備調査の実施に関し、告発者、被告発者及びその他関係者は、誠実にこれに協力しなければならない。また、正当な理由なく、これを拒絶することはできない。

5 最高管理責任者は、予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安は、原則として30日以内とする。

6 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、告発者及び当該告発等に係る研究が競争的資金等を受けて行われたものである場合は当該資金配分機関の求めに応じ開示するものとする。

(本調査)

第11条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合は、速やかに研究不正調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を設置し、原則として決定から30日以内に本調査を開始する。

2 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、その旨を告発者及び被告発者に通知し、調査への協力を求める。被告発者が他機関に所属している場合は、当該他機関にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。

3 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、当該告発等に係る研究が競争的資金等を受けて行われたものである場合、当該資金配分機関及び関係府省に通知する。

(調査委員会)

第12条 調査委員会の委員は、最高管理責任者を長とし、統括管理責任者及びその他最高管理責任者が指名する当センターに属さない外部有識者2名以上で構成し、委員の半数以上は当センターに属さない外部有識者を選任するものとする。ただし、告発者、被告発者、告発者及び被告発者と直接の利害関係（例えば、不正行為を指摘された研究活動が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害がある

など)を有する者は、委員となることができない。

- 2 最高管理責任者が委員となることができないときは、統括管理責任者を長とする。
- 3 調査委員会の事務は、総務企画課が行う。

(調査委員会設置の通知等)

- 第13条 調査委員会を設置した場合、最高管理責任者は、委員の氏名、所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けてから10日以内に、告発者及び被告発者は、理由を付して委員に関する異議申し立てをすることができる。
 - 3 前項の異議申し立てがあった場合、最高管理責任者は、その内容を審査し、妥当であると判断したときは、委員を交代させることができる。また、委員を交代させた場合は、告発者及び被告発者に通知するものとする。

(調査方法及び権限)

- 第14条 調査委員会は、本調査の実施の決定後、特段の事情がない限り、30日以内に調査を開始する。
- 2 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察記録ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行う。
 - 3 調査委員会は、被告発者に対して弁明の機会を与えなければならない。
 - 4 調査委員会は、次の各号に掲げる場合、当センターが合理的に必要と判断される期間及び機会(機器、経費等を含む。)の範囲において、不正行為が行われた可能性の調査として、再実験等を行うことができる。
 - (1) 調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合
 - (2) 被告発者自らの意思により再実験などを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合
 - 5 前項の再実験等は、調査委員会の指導及び監督の下に行う。
 - 6 調査委員会は、本調査の実施に関し、告発者、被告発者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。
 - 7 前項の協力を求められた告発者、被告発者その他関係者は、誠実に協力しなければならない。
 - 8 調査に当たっては、調査対象の研究に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることがないように十分配慮する。

(本調査の対象)

- 第15条 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、調査に関連した被告発者の他の研究活動も調査の対象とすることができる。

(証拠の保全措置)

- 第16条 最高管理責任者は、本調査に当たって、統括管理責任者及び部局責任者に指示して、証拠となりうる研究データ等(実験・観察記録ノート、実験データ、資料や標本、その他の研究資料等)を保全する措置をとる。

(本調査の中間報告)

第17条 調査委員会は、当該告発等に係る研究が競争的資金等を受けて行われたものである場合は、当該資金配分機関の求めに応じて、本調査の終了前であっても、本調査の中間報告を当該資金配分機関に提出する。

(認定)

第18条 調査委員会は、本調査の開始後、特段の事情のない限り、150日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含む報告書(以下「本調査の結果」という。)をとりまとめ、最高管理責任者に提出しなければならない。

(1) 不正行為の有無

(2) 不正行為と認定されたときは、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割

(3) 不正行為が行われていないと認定したときは、併せて告発が悪意に基づくものであったか否か

2 調査委員会は、前項第3号の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第19条 被告発者は、告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、当該研究が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと並びに当該論文等がそれに基づいて適切な表現により記載されたものであることについて、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(認定の方法)

第20条 調査委員会は、調査によって得られた、物的及び科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者の研究体制、データチェックの方法など様々な点から客観的な不正行為の事実及び故意性等を判断しなければならない。

3 調査委員会は、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

4 調査委員会は、不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないとき(生データ、実験・観察記録ノート、実験試料及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を寄せないときを含む。)は、不正行為と認定することができる。

(調査結果の通知等)

第21条 最高管理責任者は、本調査の結果を速やかに告発者及び被告発者(被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)に通知する。

2 最高管理責任者は、当該告発等に係る研究が競争的資金等を受けて行われたものである場合は、当該資金配分機関及び関係府省に対して、当該調査の結果を報告する。被告発者が他機関に所属する者であるときは、当該他機関に当該調査の結果を通知する。

- 3 最高管理責任者は、当該告発が悪意に基づくものであると認定された場合において、告発者が他機関に所属する者であるときは、当該他機関にも通知する。

(不服申立て)

- 第22条 本調査の結果において、不正行為と認定された被告発者は、前条第1項の通知を受けてから14日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。
- 2 本調査の結果において、当該告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立てにより第24条の規定による再調査の結果、悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、前条第1項の通知を受けてから14日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。
 - 3 前2項の不服申立ては、前条第1項の通知を受けてから14日の期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
 - 4 最高管理責任者は、第1項の不服申立てを受けたときは、その旨を告発者に通知する。
 - 5 最高管理責任者は、第2項の不服申立てを受けたときは、その旨を被告発者に通知する。
 - 6 最高管理責任者は、第1, 2項において、当該告発等に係る研究が競争的資金等を受けて行われたものである場合は、当該資金配分機関及び関係府省に報告する。この場合において、被告発者又は告発者が他機関に所属する者であるときは、当該他機関にも報告する。

(不服申立ての審査)

- 第23条 最高管理責任者は、前条第1項又は第2項の不服申立てを受けたときは、当該不服申立てに係る調査を行った調査委員会に不服申立ての審査を行わせる。ただし、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員会委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。
- 2 前項の審査において、調査委員会（調査委員会に代わり審査した者を含む。以下「本条及び次条」において同じ。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査するものとする。
 - 3 最高管理責任者は、告発者及び被告発者に前項の審査の結果を通知する。この場合において、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
 - 4 最高管理責任者は、前項において、当該告発等に係る研究が競争的資金等を受けて行われたものである場合は、当該資金配分機関及び関係府省にその旨を報告する。この場合において、被告発者又は告発者が他機関に所属する者であるときは、当該他機関にも報告する。

(再調査)

- 第24条 第22条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手

続を打ち切ることができる。

- 3 前項の再調査の打ち切りの通知及び報告は、第21条の規定に準じて行う。
- 4 調査委員会が再調査を開始した場合は、第22条第1項の不服申立てを受けた日から50日（第22条第2項の不服申立ての場合にあっては30日）以内に、調査結果（以下「再調査の結果」という。）をまとめるものとする。
- 5 最高管理責任者は、告発者及び被告発者に再調査の結果を通知する。また、当該告発等に係る研究が競争的資金等を受けて行われたものである場合は、当該資金配分機関及び関係府省にその旨を報告する。この場合において、被告発者又は告発者が他機関に所属する者であるときは、当該他機関にも報告する。

（調査結果の公表等）

第25条 最高管理責任者は、本調査の結果（第24条の再調査を行った場合は、再調査の結果を含む。以下同じ。）において、不正行為が行われた旨の認定があった場合は、次の事項を公表する。

- (1) 不正行為に関与した者の所属及び氏名
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 当センターが公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
 - (5) 調査の方法、手順等
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 最高管理責任者は、本調査の結果において、不正行為が行われなかった旨の認定があった場合は、原則として、本調査の結果の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、次の事項を公表する。
- (1) 被告発者の所属及び氏名
 - (2) 不正行為は行われていないこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。）
 - (3) 調査委員会委員の所属及び氏名
 - (4) 調査の方法、手順等
 - (5) その他必要と認める事項
- 3 最高管理責任者は、本調査の結果において、当該告発が悪意によるものである旨の認定があった場合は、次の事項を公表する。
- (1) 告発者の所属及び氏名
 - (2) 悪意に基づく告発と認定した理由
 - (3) 調査委員会委員の所属及び氏名
 - (4) 調査の方法、手順等
 - (5) その他必要と認める事項
- 4 最高管理責任者は、前3項の場合において、本調査の結果の公表を行うときは、第22条第1項の規定による不服申立ての期間等を考慮して行うものとする。

（認定後の措置）

第26条 最高管理責任者は、本調査の結果について、不正行為が行われていない旨の認定があった場合は、第16条の証拠の保全措置その他告発に基づき講じた一切の措置を解除し、及び事案において不正行為が行われていない旨を関係者又は関係機関に

周知するなど、不正行為が行われていないと認定された者の名誉を回復するための措置及び不利益を生じさせないための措置を講じるものとする。

- 2 前項の場合において、最高管理責任者は、第22条の不服申立てがあったときは、前項により講じた措置を留保するなど、必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項の措置を講じた場合において、最高管理責任者は、当該不服申立てに関し、第24条の再調査結果に基づき、第1項に定める措置及び必要に応じて第25条の規定による公表の措置を講じるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第27条 最高管理責任者は、不正行為が行われた旨の認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)に対して、不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置(以下「論文等の取下げ等」という。)を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(不正行為を行った研究員等に対する措置)

第28条 最高管理責任者は、本調査の結果において、不正行為が行われた旨の認定があった場合は、当該不正行為に関与した研究員等に対して、内部規定に基づき適切な措置を講じる。

- 2 最高管理責任者は、前項の措置を講じたときは、当該告発等に係る研究が競争的資金等を受けて行われたものである場合は、当該資金配分機関及び関係府省にその処分の内容等を報告する。

(悪意に基づく告発者に対する措置)

第29条 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、第25条第3項に定める公表を行うとともに、悪意に基づく告発者に対して、内部規定に基づき適切な措置を講じる。

- 2 最高管理責任者は、前項の措置を講じたときは、当該告発等に係る研究が競争的資金等を受けて行われたものである場合は、当該資金配分機関及び関係府省にその措置の内容等を報告する。
- 3 最高管理責任者は、第1項の措置を講じたときは、悪意に基づく告発者が他機関に所属する者である場合は、当該他機関に通知する。

(研究員等であった者の取扱い)

第30条 研究員等であった者の在籍中に係る研究活動上の不正行為については、この規程に準じて取り扱う。

(職員への周知)

第31条 最高管理責任者は、第25条の調査結果の公表と同時に当センター全職員に対し、調査結果を説明するとともに、今後の不正行為の再発防止に努めなければならない

ない。

(公表)

第32条 研究活動上の不正行為への対応等に関する次の事項を当センターホームページに掲載し、当センター内外に周知する。

(1) 第3条に規定する職名、責任及び権限

(2) 第5条に規定する受付窓口の名称、場所、連絡先、受付の方法その他必要な事項

(事務)

第33条 研究活動上の不正行為の防止に関する事務は、総務企画課が行う。

(その他)

第34条 研究活動上の不正行為への対応等に関しては、この規程に定めるもののほか、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)」等関係府省のガイドラインに基づいて行うものとする。

附則

この規程は、平成20年8月7日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。